26801	末端にドデシルスルファニル基を有する，２－エチルヘキシル＝アクリラート・オクタデシル＝アクリラート・クロロエテン・３，３，４，４，５，５，６，６，７，７，８，８，８－トリデカフルオロオクチル＝アクリラート・３，３，４，４，５，５，６，６，７，７，８，８，８－トリデカフルオロオクチル＝２－クロロアクリラート・*rel*－（１*R*，２*R*，４*R*）－１，７，７－トリメチルビシクロ［２．２．１］ヘプタン－２－イル＝メタクリラート・*N*－（２－メチル－４－オキソペンタン－２－イル）アクリルアミド共重合物	9－3508
26802	末端にドデシルスルファニル基を有する，２－（トリシクロ［５．２．１．$0^{2,6}$］デカ－３－エン－８－イルオキシ）エチル＝メタクリラート・２－（トリシクロ［５．２．１．$0^{2,6}$］デカ－４－エン－８－イルオキシ）エチル＝メタクリラート・１－ビニルアゼパン－２－オン・１，２，２，６，６－ペンタメチル－４－ピペリジル＝メタクリラート共重合物	9－3509
26803	末端に１－メトキシ－２－メチル－１－オキソプロパン－２－イル基を有する，４－イソプロペニルフェノール・オキシラン－２－イルメチル＝メタクリラート・*N*－シクロヘキシルマレイミド・トリシクロ［５．２．１．$0^{2,6}$］デカン－８－イル＝メタクリラート・*N*－ビニルアセトアミド・１，１，１，３，３，３－ヘキサフルオロ－２－（４－ビニルフェニル）プロパン－２－オール・メタクリル酸・１－モルホリノプロパ－２－エン－１－オン共重合物	9－3510
26804	２－［１－（メシルオキシ）シクロプロピル］エチル＝プロピオナート	3－(1)－147
26805	α，α’，α”，α”’－［メタンテトライルテトラキス（メチレン）］テトラキス｛ω－［（４－カルボキシブタノイル）オキシ］ポリ（オキシエチレン）｝	10－3695
26806	２－［２－（メチルアミノ）エタンスルホニル］エタノール（主成分）と硫酸と硫酸二ナトリウムの混合物	2－(8)－876
26807	メチル＝４－｛４－［２－（３－｛*N*－［*trans*－４－（エトキシカルボニル）シクロヘキシル］－*N*－エチルスルファモイル｝ベンズアミド）－５－ピペリジノベンズアミド］フェネチル｝ベンゾアート	8－(1)－4236
26808	メチル＝水素＝ビシクロ［２．２．１］ヘプター５－エン－２，３－ジカルボキシラート	7－(2)－355
26809	３－メチル－１，３－チアゾリジン－２－チオン	8－(7)－1938
26810	α－メチル－ω－（トリルオキシ）ポリ（オキシエチレン）	10－3696
26811	メチル＝２，６，６－トリメチルシクロヘキサ－２－エン－１－カルボキシラート	3－(4)－784
26812	３－メチル－５－［（１*S*，４a*S*，８a*S*）－５，５，８a－トリメチル－２－メチリデンデカヒドロナフタレン－１－イル］ペンタ－１－エン－３－オールの環化反応生成物	12－1155
26813	５－メチルヘプター２－エン－４－オン	2－(8)－877
26814	７－メチル－３－メチリデンオクター７－エン－１－イル＝プロピオナート	2－(6)－2071
26815	*N*，*N*’－［メチレンビス（２－メチルシクロヘキサン－４，１－ジイル）］ビス（ナフタレン－１－アミン）を主成分とする，２，２’－ジメチル－４，４’－メチレンビス（シクロヘキサンアミン）とナフタレン－１－オールの反応生成物	7－(4)－1357
26816	１－（４－メトキシベンジル）－２－オキソ－１，２，５，６，８，９－ヘキサヒドロオキセピノ［４，５－*b*］ピリジン－４－イル＝トリフルオロメタンスルホナート	8－(1)－4237
26817	（２－ヨード－６－メチルフェニル）メタノール	4－(10)－1451
26818	３－（ヨードメチル）ヘプタン	2－(3)－310

○農林水産省告示第六百二十三号

農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号）第十二条の規定に基づき，家畜共済の共済掛金国庫負担金の限度額を次のように定める。

平成三十年三月二十七日　　農林水産大臣　齋藤　健

1　死亡廃用共済の包括共済関係（農業保険法（以下「法」という。）第百四十一条第一項の農林水産大臣が定める法第十二条の農業共済組合（以下「組合」という。）に係る法第十二条の包括共済関係をいう。以下同じ。）に係る法第十二条の農林水産大臣が定める金額は，肉豚以外の肉用の当該包括共済関係に係る頭数を乗じて得た金額を当該包括共済関係につき合計して得た金額に当該区分に属する外国産の家畜にあっては当該包括共済関係に係る別表第一の上欄に掲げる区分に応じ同表の下欄に掲げる金額に当該区分に属する外国産の家畜にあっては別表第二の上欄に掲げる区分に応じ同表の下欄に掲げる金額に当該区分に属する外国産の家畜にあっては別表第三の上欄に掲げる区分に応じ同表の下欄に掲げる金額に当該区分に属する外国産の家畜にあっては別表第四の上欄に掲げる区分に応じ同表の下欄に掲げる金額に当該区分に属する外国産の家畜にあっては別表第五の上欄に掲げる区分に応じ同表の下欄に掲げる金額に当該区分に属する外国産の家畜にあっては別表第六の上欄に掲げる区分に応じ同表の下欄に掲げる金額に当該区分に属する外国産の家畜にあっては別表第七の上欄に掲げる区分に応じ同表の下欄に掲げる金額は，法第百四十一条第一項の農林水産大臣が定める金額をいう。）第七十六条の農林水産省令第六十三号。以下「規則」という。）第三十七条第一項の申出に係る農林水産大臣が定める率の法第百四十四条第三項の農林水産省令第六十三号に定める率に対する割合を乗じて得た率をいう。）を乗じて得た金額に，次項において同じ。）を共済掛金率とした場合に共済掛金期間に係る共済掛金率及び同項第二号の基準共済掛金率を共済掛金率とした場合に共済掛金期間に係る共済掛金率とした場合に共済掛金期間に係る共済掛金率とした場合に共済掛金期間に係る